

# 一 般 競 争 入 札 公社保有地売却のしおり

申込受付期間     2025 年 8 月 18 日（月）から 2025 年 8 月 29 日（金）まで

入札実施日     2025 年 9 月 10 日（水）

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札に参加を希望される方は、このしおりをよく読み、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

入札実施日にはこのしおりをご持参ください。

## 【お問い合わせ先】

愛知県住宅供給公社   経営企画課   経営企画グループ

住 所     〒460－8566

名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号

電 話     052－954－1346

FAX     052－951－9232

ホームページアドレス     <https://www.aichi-kousha.or.jp/>

# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 入札公告内容 .....                     | 1  |
| 一般競争入札（公社保有地売却）の流れ .....         | 5  |
| 入札物件 .....                       | 6  |
| 入札心得書 .....                      | 7  |
| 一般競争入札（公社保有地売却）参加申込書（様式第1） ..... | 11 |
| 委任状（様式第2） .....                  | 12 |
| 誓約書（様式第3） .....                  | 13 |
| 入札保証金振込依頼書（様式第4） .....           | 14 |
| 入札保証金充当依頼書（様式第5） .....           | 15 |
| 入札書（様式第6） .....                  | 16 |
| 土地売買契約書（案）（様式第7） .....           | 17 |
| 物件調書 .....                       | 22 |
| 地積測量図 .....                      | 24 |
| 現地案内図 .....                      | 25 |

# 入札の公告内容

次のように公社保有地を一般競争入札に付します。

2025年8月8日

愛知県住宅供給公社  
理事長 成瀬 一浩

## 1 入札に付する物件

| 所在及び地番                           | 土地             |                                                           | 予定価格<br>(最低売却価格) |
|----------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------|------------------|
|                                  | 現況地目<br>(公簿地目) | 実測面積現況 (公簿<br>面積)                                         |                  |
| 名古屋市天白区天白町<br>大字平針字黒石 2845 番 408 | 山林<br>(宅地)     | 1, 427. 63 m <sup>2</sup><br>(1, 427. 63 m <sup>2</sup> ) | 3, 530, 000 円    |

※予定価格未満での入札は無効とします。

※現状有姿での引き渡しとなります。

※入札及び売買契約の対象数量は物件調書に記載された実測数量で行います。

## 2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからカに該当しない法人等 (法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。) であること。

ア 法人等 (法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。) の役員等 (法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者 (以下「暴力団関係者」という。) がいる法人等

イ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) 若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

オ 法人等の役員等又は使用人が、前各項のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

### 3 入札者心得書及び契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所：愛知県住宅供給公社 経営企画課 経営企画G（愛知県住宅供給公社ビル4F）  
（〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号）
- (2) 日時：2025年8月12日（火）から2025年8月29日（金）までの  
午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日を除く）

### 4 入札参加申込みの受付の場所及び日時 **■事前に入札参加申込書等の提出が必要です。**

- (1) 場所：愛知県住宅供給公社 経営企画課 経営企画G（愛知県住宅供給公社ビル4F）  
（〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号）
- (2) 日時：2025年8月18日（月）から2025年8月29日（金）までの  
午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日を除く）  
※郵送（書留郵便に限る。）による申込みは2025年8月29日（金）午後5時必着

### 5 本公告及び入札のしおり等に対する質問の受付の場所及び日時

本公告及び入札のしおり等に対する質問は、次のとおり文書（様式自由）を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより受付期間内必着で提出してください。電子メールを利用して文書を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。愛知県住宅供給公社において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に提出されなかったものとみなします。

質問に対する回答は質問受領後速やかに FAX 又は電子メールで行いますので、質問書に FAX 番号又はメールアドレスを記載してください。なお、回答は本件入札を掲示している公社ホームページに掲載します。

- (1) 場所：愛知県住宅供給公社 経営企画課 経営企画G（愛知県住宅供給公社ビル4F）  
（〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号）  
電子メール：kikaku@aichi-kousha.or.jp
- (2) 日時：2025年8月18日（月）から2025年8月22日（金）までの  
午前9時から午後5時まで
- (3) 回答掲載期間：2025年8月27日（水）から2025年9月2日（火）まで

### 6 入札執行の場所及び日時 **■必ずご来場ください。**

公社保有地一般競争入札参加希望者は、本しおり、入札心得書及び土地売買契約書(案)並びに物件調書を熟読のうえで入札してください。

なお、物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列記してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自身で現地確認や関係機関へ諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。

※ 現地を確認される場合は、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンス等の工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺の住民の方のご迷惑になることがないように、ご配慮ください。

- (1) 場所：愛知県住宅供給公社 4F 第1会議室
- (2) 日時：2025年9月10日（水） 午前10時から

## 7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として2025年9月9日（火）までに、公社が指定する口座に必ず、申込者名で振り込んでください。

指定口座への振り込みについては、申込み受付後に公社指定の振込用紙を郵送します。

入札当日に、入札保証金振込済の振込受付書（2025年9月9日（火）までの金融機関の領収印を押印したものに限り。）をご持参ください。

入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては、入札執行後に還付します。落札者に対しては、契約締結後還付しますが、本人の申し出により契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

## 8 契約書の作成の要否 要

## 9 入札の無効 入札心得書第8条に該当する入札は、無効とします。

## 10 代金支払方法 口座振り込みによる一括納入とします。

## 11 用途等の制限

落札者は、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

## 12 土地の引き渡し

- (1) 売買物件は、売買代金を完納した日（所有権が移転したとき）に引渡したものとします。
- (2) 所有権移転登記については、登記簿数量（公簿地積）で行います。
- (3) 売買物件は、現況有姿での引渡しとなります。したがって当該地上のすべての工作物（フェンス、擁壁等）及び樹木等を含むものとします。
- (4) 売買物件に越境物がある場合についても、現況有姿での引渡しとなります。処理については、当公社は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (5) 売買物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。売買物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、購入された方が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。
- (6) 隣接地との境界標は、原則として設置済みです。境界確定の方法については、隣接土地所有者との立会いによっています。隣接土地所有者との立会いは、当公社へ所有権が移転してから売買物件とするまでの間に行っておりますが、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合は、再度立会いは行っておりません。

- (7) 境界標は、コンクリート杭、金属標等により設置されていますが、現状のままで引渡しになります。境界標の補修や打ち直しは行いません。

### 1.3 公租公課の負担

土地に賦課される公租公課については、売買物件の引渡し日（売買代金を完納した日）の属する年の翌年から落札者が負担するものとします。

なお、不動産を取得した場合の取得者に対して課せられる公租公課については、売買代金とは別に全額落札者の負担となります。

### 1.4 その他

- (1) 「一般競争入札 公社保有地売却のしおり」は、3 (1) の場所で、3 (2) の期間配布します。土地売買契約書（案）を始め、売却については、「一般競争入札 公社保有地売却のしおり」を確認のうえ入札してください。
- (2) 入札及び売買契約の対象数量は、物件調書に記載された実測数量で行います。
- (3) 入札者は、入札後、入札公告、土地売買契約書(案)及び物件調書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (4) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱、街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置などの手続き及び費用は購入された方の負担となります。

詳細については、あらかじめご自身で関係企業者及び関係行政機関に照会するなど十分確認ください。

なお、購入後、開発の工事などを行う際は、各種法令等の規制を遵守し近隣住民へ配慮してください。

- (5) 売買物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることになりますので入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係機関に照合するなどして十分確認を行ってください。
- (6) 契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。
- 公社として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。（なお、契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。）

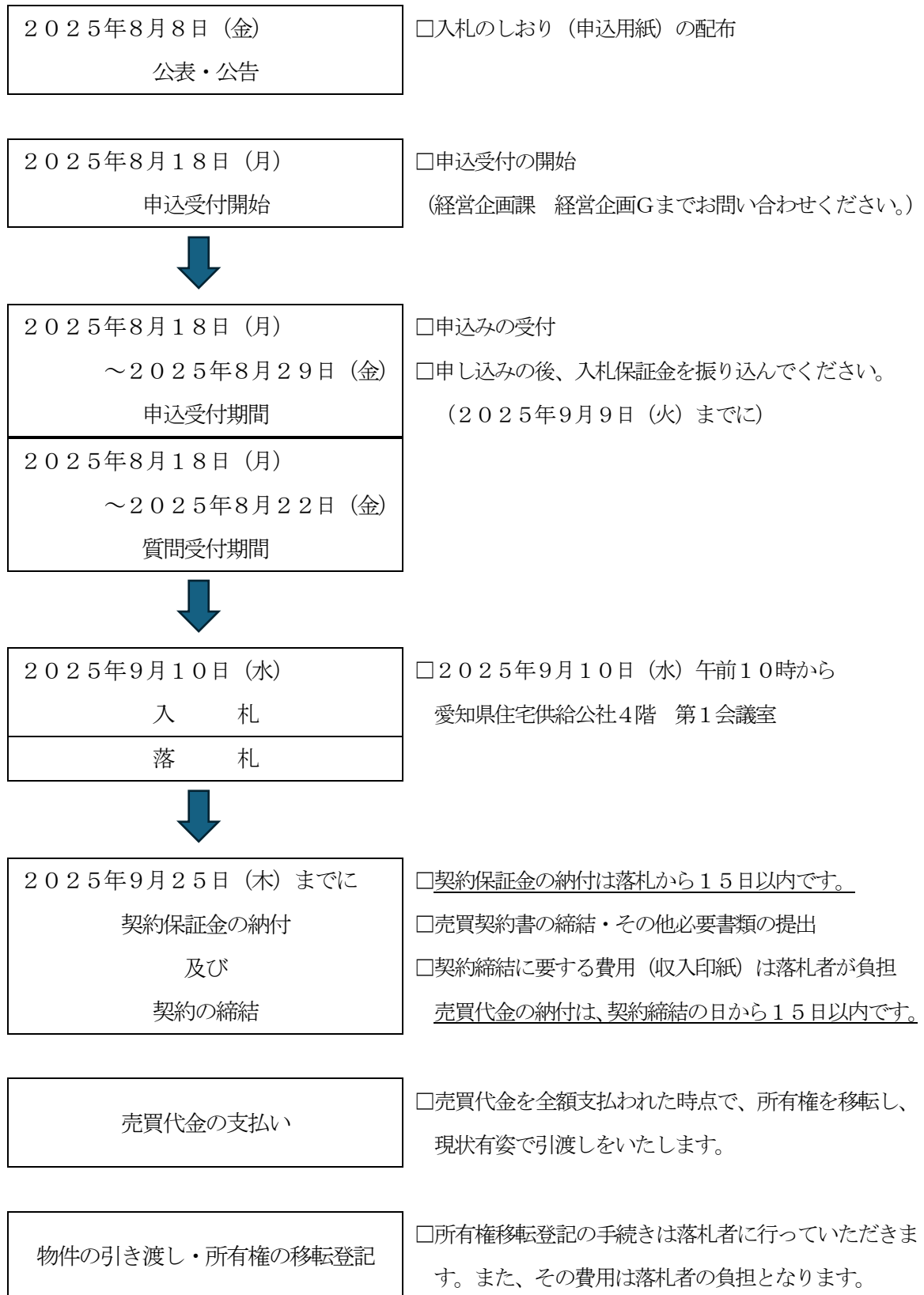
### 1.5 問い合わせ先

愛知県住宅供給公社 経営企画課 経営企画G （愛知県住宅供給公社ビル4F）

住所：〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号

電話：052-954-1346 電子メール：kikaku@aichi-kousha.or.jp

## 一般競争入札（公社保有地売却）の流れ



## 入札物件

| 所在及び地番                           | 土地             |                                                       | 予定価格<br>(最低売却価格) |
|----------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------|------------------|
|                                  | 現況地目<br>(公簿地目) | 実測面積現況 (公簿<br>面積)                                     |                  |
| 名古屋市天白区天白町<br>大字平針字黒石 2845 番 408 | 山林<br>(宅地)     | 1,427.63 m <sup>2</sup><br>(1,427.63 m <sup>2</sup> ) | 3,530,000 円      |

※予定価格未満での入札は無効とします。

# 入札心得書

第1条 一般競争入札（公社保有地売却）参加希望者は、公告、本心得書及び契約書（案）並びに物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。

第2条 現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札における販売促進のため、予定価格を公表します。

第4条 入札参加者は、事前に一般競争入札（公社保有地売却）参加申込書（様式第1）及び誓約書（様式第3）を提出してください。

なお、代理人により入札するときは、必ず委任状（様式第2）を提出してください。ただし、同一物件において1人で2人以上の代理又は、申込人と他の代理人を兼ねることはできません。

第5条 入札参加者は、入札執行日の前日までに、入札保証金として、見積金額の100分5以上（1円未満切上げ）に相当する金額を現金により、指定口座に納付しなければなりません。

なお、「入札保証金の額が入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）の額に達しない者」のした入札は無効となりますのでご注意ください。

2 入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては、入札保証金振込依頼書（様式4）により入札執行後に還付します。落札者に対しては契約締結後に還付しますが、入札保証金充当依頼書（様式5）により第11条に規定する契約保証金に充当することができます。

3 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

4 落札者が落札決定の日から15日以内に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は愛知県住宅供給公社に帰属することとなります。

第6条 入札書（様式6）には、入札者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入の上、押印するものとし、金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。また、入札保証金額を入札金額の下段に記入してください。（入札限度額は、入札保証金の20倍となります。この限度額を超えて入札された場合は入札が無効となります。）

第7条 入札は入札書を封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び氏名を封筒に表記し、公社の担当者の指示に従い提出しなければなりません。

2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

（記入例）

（表）

|       |
|-------|
| 入札書在中 |
|-------|

（裏）

|                        |
|------------------------|
| 入札者住所<br>名称及び<br>代表者氏名 |
|------------------------|

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 一般競争入札（公社保有地売却）参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者がした入札（別紙参照）
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者がした入札
  - イ 次の事項に該当する法人等がした入札
    - (ア) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等
    - (イ) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
    - (ウ) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
    - (エ) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
    - (オ) 法人等の役員等又は使用人が、前各項のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が見積金額の100分の5以上の額に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (5) 入札に際して連合等による不正行為があつた入札
- (6) 同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札
- (7) 入札書の入札金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- (8) 入札書の金額の表示を訂正したもの
- (9) 予定価格公表物件について、入札書の金額が予定価格に達しないもの
- (10) 郵送による入札
- (11) 虚偽の事実を記載した者の入札
- (12) 担当職員の指示に従わなかった者の入札

第9条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係のない公社の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第10条 落札者は、公社の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない公社の職員にくじを引かせますが、異議の申し立てはできません。

第11条 落札者は、契約締結までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）に相当する金額を、現金により指定口座に納付しなければなりません。

2 前項の契約保証金は、売買代金に充当します。

3 落札者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は公社に帰属するものとします。

第12条 売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転します。

2 所有権移転登記の手続きは落札者が行い、登記完了後に登記簿謄本（全部事項証明書）を提出していただきます。所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、すべて落札者の負担となります。

第13条 入札結果については、その内容（物件の所在及び地番、土地の地目、実測面積、予定価格、落札額及び落札者名、入札参加者数）を一定期間、掲示その他の方法等により公表します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

また、落札者以外の入札参加申込者名およびその入札金額等について、照会や情報公開請求があれば回答しますので、あらかじめご承知おきください。

第14条 売買物件の所有権が落札者に移転（売買代金を完納した日）したとき、当該物件を現況有姿で引渡しを行います。

第15条 土地に賦課される公租公課については、売買物件の引渡し日（売買代金を完納した日）の属する年の翌年から落札者が負担するものとします。

第16条 入札者は、入札後この心得書、公告及び契約書（案）（様式7）並びに物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

また、契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。公社として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。（なお、契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。）

第17条 本心得書に定めのない事項はすべて愛知県住宅供給公社財務規程及びその他関連法令等の定めるところによって処理します。

地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 (略)
- 八 (略)

## 一般競争入札（公社保有地売却）参加申込書

年 月 日

愛知県住宅供給公社理事長 殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) 〈 〉 —

代理人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) 〈 〉 —

|        |        |  |     |  |
|--------|--------|--|-----|--|
| 担当者連絡先 | 部署名    |  | 氏名  |  |
|        | 電話     |  | FAX |  |
|        | e-mail |  |     |  |

2025年9月10日執行の下記物件の一般競争入札（公社保有地売却）に参加したいので、  
入札参加を申し込みます。

### 記

| 所在及び地番                       | 土地   |          |
|------------------------------|------|----------|
|                              | 現況地目 | 実測面積（㎡）  |
| 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石 2845 番 408 | 山林   | 1,427.63 |

(利用目的)

- 
- (注) 1 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。  
2 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明）、個人及びその他の団体の場合には  
住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）を添付すること。

様式第2

## 委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

次の物件に係る一般競争入札（公社保有地売却）に関する一切の権限

| 所在及び地番                       | 土地   |          |
|------------------------------|------|----------|
|                              | 現況地目 | 実測面積（㎡）  |
| 名古屋市中白区天白町大字平針字黒石 2845 番 408 | 山林   | 1,427.63 |

年 月 日

愛知県住宅供給公社理事長 殿

委 任 者

住 所

氏名又は名称

及び代表者

（電話番号） 〈 〉

## 誓 約 書

年 月 日

愛知県住宅供給公社理事長 殿

氏名又は名称  
及び代表者名

印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴公社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

### 記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
- 3 現在、次の(1)から(5)の法人等に該当していません。
  - (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等
  - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各項のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- 4 落札した際には、売買物件を次に定める用に供しません。

また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転しません。若しくは第三者に貸しません。

  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

# 入札保証金振込依頼書

年 月 日

愛知県住宅供給公社理事長 殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) 〈 〉 ー

代理人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) 〈 〉 ー

一般競争入札（公社保有地売却）の入札保証金として、下記の金額を納付しました。  
なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を  
下記の口座に振り込んでください。

記

|       |           |
|-------|-----------|
| 入札保証金 | 金 _____ 円 |
|-------|-----------|

|         |                                     |                   |
|---------|-------------------------------------|-------------------|
| 振 込 先   | 銀 行<br>信 用 組 合<br>信 用 金 庫<br>農業協同組合 | 支 店<br>支 所<br>出張所 |
| 預 金 種 別 | 普 通 ・ 当 座                           |                   |
| 口 座 番 号 |                                     |                   |
| 口 座 名 義 | (カタカナ)                              |                   |

- (注) 1 口座振込欄の記入にあたっては、誤りのないようお願いします。  
誤りのあった場合は、支払いが遅れる場合もありますのでご注意ください。
- 2 口座名義は、必ずカタカナで記入してください。

入 札 保 証 金 充 当 依 頼 書

愛知県住宅供給公社理事長 殿

一般競争入札による公社保有地売却に係る下記物件の入札保証金 金 円を、  
契約保証金に充当してください。

記

| 所在及び地番                       | 土地   |            |
|------------------------------|------|------------|
|                              | 現況地目 | 実測面積（㎡）    |
| 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石 2845 番 408 | 山林   | 1, 427. 63 |

年 月 日

住 所

氏 名

## 入札書

年 月 日

愛知県住宅供給公社理事長 殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印  
(電話番号) 〈 〉 —

代理人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印  
(電話番号) 〈 〉 —

下記の金額をもって入札します。

記

| 入札金額   |  | 億 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壺 |   |
|--------|--|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
|        |  |   |    |    |    |   |   |   |   |   | 円 |
| 入札保証金額 |  |   |    |    |    |   |   |   |   |   | 円 |

| 所在及び地番                       | 土地   |          |
|------------------------------|------|----------|
|                              | 現況地目 | 実測面積 (㎡) |
| 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石 2845 番 408 | 山林   | 1,427.63 |

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。  
2 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。  
(入札参加申込書への記載と同一とする。)

様式第 7

土 地 売 買 契 約 書 (案)

売渡人愛知県住宅供給公社 (以下「甲」という。) と買受人 **【※落札者名】** (以下「乙」という。)  
とは、次の条項により公社保有地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲、乙両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第 2 条 甲は、次に表示する物件を次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

| 区分  | 所 在                   | 地 番        | 現況地目 | 登記面積                         | 実測面積                         |
|-----|-----------------------|------------|------|------------------------------|------------------------------|
| 土 地 | 名古屋市天白区天白町<br>大字平針字黒石 | 2845 番 408 | 山 林  | m <sup>2</sup><br>1, 427. 63 | m <sup>2</sup><br>1, 427. 63 |

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

(売買代金)

第 3 条 売買代金は、金 **【※落札金額】** 円とする。

(契約保証金)

第 4 条 契約締結までに、乙が甲に支払った契約保証金 **【※売買代金の 1 割以上】** 円は、第 19 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

2 第 1 項の契約保証金には、利子を付さない。

3 甲は、乙が第 5 条第 2 項に定める義務を履行したときは、第 1 項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 乙が第 5 条第 2 項に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(売買代金の納入方法)

第 5 条 売買代金の納期限は●●●●年●●月●●日とする。 **【※契約日から 1 5 日以内】**

2 乙は、前項の納期限までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲の発行する請求書により、甲の指定する口座に納付しなければならない。

(所有権の移転)

第 6 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

(所有権移転登記)

第 7 条 売買物件の甲から乙への所有権移転登記は、乙が行い、事前に甲が承諾した方法とする。

2 所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第 8 条 売買物件の甲から乙への引渡しは第 6 条の所有権の移転と同時に、現状有姿のままこれを完了したものとし、受渡証書を相互に取り交わすものとする。

#### (危険負担)

第9条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約の解除を請求することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

#### (契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は本契約を解除することができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、履行の追完請求又は不適合の程度に応じた代金の減額請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をすることはできない。

3 前項の請求は、売買物件の引渡しの日から2年以内に売買物件が契約不適合の旨を甲に通知した場合に限り行うことができる。

#### (使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約締結の日から5年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

#### (実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### (違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、金 **【※落札金額の3割】** 円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の

提出を怠ったときは、金 **【※落札金額の1割】** 円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第19条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第16条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これにより生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
  - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(原状回復及び返還金等)

- 第18条 乙は、甲が第14条、第15条及び第17条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。
  - 3 甲は、第14条、第15条及び第17条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息は付さない。
  - 4 甲は、第14条、第15条及び第17条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は

償還しない。

(損害賠償)

第 19 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲は、第 18 条第 3 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課の負担)

第 21 条 土地に賦課される公租公課は、土地の引渡し日の属する年の翌年から、乙が負担するものとする。

(契約の費用)

第 22 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 23 条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

年 月 日

甲 売渡人 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号  
愛知県住宅供給公社  
理 事 長

乙 買受人 住 所  
氏 名

# 物件調書

この物件調書は、入札参加希望者が現地を確認するうえでの参考資料です。

事前に現地を確認し、入札される土地の形状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

---

お申し込みにあたっては、次の点にご注意ください。

- (1) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は、必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には、現状が優先されます。
- (2) 売買物件は、現況有姿での引渡しとなります。したがって、当該地上のすべての工作物（コンクリート擁壁等、側溝）、樹木等を含みます。
- (3) 売買物件に越境物がある場合についても、現況有姿での引渡しとなります。処理については愛知県住宅供給公社は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (4) 売買物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。売買物件の地表及び地下に、工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は購入された方が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。
- (5) 隣接地との境界標は、原則として設置済みです。境界確定の方法については、隣接土地所有者との立会いによっています。隣接土地所有者との立会いは、本公社に所有権が移転してから売買物件とするまでの間に行っておりますが、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合においては、再度立会いは行いません。
- (6) 境界標は、コンクリート杭、金属標等により設置されていますが、現状のままで引渡しになります。境界標の補修や打ち直しは行いません。
- (7) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱、街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置などの手続き及び費用は、購入された方の負担となります。詳細については、あらかじめご自身で関係企業者及び関係行政機関に照会するなど十分確認ください。なお、購入後、開発の工事などを行う際は、各種法令等の規制を順守し、近隣住民へ配慮してください。
- (8) 売買物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係機関に照会するなどして十分確認してください。

物 件 調 査 書

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                        |                         |                            |                              |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 所在地番         | 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2845番408                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                        |                         | 予定価格                       | 3,530,000 円                  |
| 住居表示         | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 面積                                                                                                     | 1,427.63 m <sup>2</sup> | 地目                         | 山林                           |
| 形状           | 地積測量図のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 道路との高低差                                                                                                | 約1mから約14m               |                            |                              |
| 接面道路の幅員及び構造  | 北西側 市道 平針第49号線（幅員 約9m、舗装）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                        |                         |                            |                              |
| 法令等に基づく制限    | 都市計画法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 市街化区域                                                                                                  |                         |                            |                              |
|              | 建築基準法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 用途地域                                                                                                   | 第一種低層住居専用地域             | 斜線制限                       | 北側、道路                        |
|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 建ぺい率                                                                                                   | 40 %                    | 日影規制                       | 有                            |
|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 容積率                                                                                                    | 60 %                    | 防火地域                       | —                            |
|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 高度制限                                                                                                   | 10m高度地区                 |                            |                              |
|              | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 外壁後退距離1.5m、特別低層住居専用地区、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外(要安全配慮区域)、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、宅地造成工事規制区域、砂防指定地、地域森林計画対象民有林、緑化地域 |                         |                            |                              |
| 私道の負担等に関する事項 | 私道負担                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 無                                                                                                      |                         |                            |                              |
|              | 道路後退                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 無                                                                                                      |                         |                            |                              |
| 施設整備状況       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                        | 接面道路・配管                 | 事業所名                       | 電話番号                         |
|              | 電気                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 有                                                                                                      | —                       | 中部電力パワーグリッド(株)<br>天白営業所    | 0120 - 929 - 479             |
|              | 上水道                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 有                                                                                                      | 北西側 150 mm              | 名古屋市上下水道局<br>給排水設備課        | 052 - 972 - 3647             |
|              | 下水道                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 有                                                                                                      | 北西側 250 mm              | 名古屋市上下水道局<br>給排水設備課        | 052 - 972 - 3647             |
|              | 都市ガス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 有                                                                                                      | 北西側 100 mm              | 東邦ガスネットワーク(株)<br>他工事受付センター | 052 - 872 - 9556             |
| 交通機関         | バス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 名古屋市市営バス「平針住宅」停留所 より南方 約 160 m 徒歩 2 分                                                                  |                         |                            |                              |
|              | 鉄道                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 名古屋市営地下鉄鶴舞線「平針」駅より南方 約 1,900 m 徒歩 25 分                                                                 |                         |                            |                              |
| 公共機関         | 市役所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 天白区役所                                                                                                  | 西方 約 3,200 m            | 保育園                        | 上ノ池保育園 北方 約 500 m            |
|              | 小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 平針南小学校                                                                                                 | 東方 約 610 m              | 中学校                        | 平針中学校 北方 約 800 m             |
|              | 郵便局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 名古屋南平針郵便局                                                                                              | 北方 約 500 m              | 消防署                        | 天白消防署 北西方 約 1,300 m          |
|              | 医療機関                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 平針団地診療所                                                                                                | 北方 約 500 m              | 金融機関                       | あいち銀行<br>島田中央支店 西方 約 1,200 m |
| 物件からの直線距離    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                        |                         |                            |                              |
| 特記事項         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平針団地に隣接する山林です。</li> <li>・ 北東部分は比較的緩やかな傾斜地となっていますが、中央部分から南西部分にかけての大半が急な傾斜地となっています。</li> <li>・ 開発当初の名古屋市との開発基準に基づき、平針黒石公園隣接の西面にあるコンクリート擁壁及び側溝は公園内のそれらと一体となっており、当該敷地内のそれらの管理は、落札者が行うことになります。</li> <li>・ 敷地内四方に鉄柵(メッシュフェンス)があります。</li> <li>・ 伐採や一定規模以上の開発行為を行う場合は、関係法令(都市再生特別措置法、土砂災害防止法、宅地造成等規制法、砂防法、森林法)に基づく届出又は許可が必要です。</li> <li>・ 現状のままの引渡しとなります。</li> </ul> |                                                                                                        |                         |                            |                              |

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

登記年月日：平成30年3月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局名東出張所管轄)

令和7年7月8日

名古屋法務局

登記官

伊藤祐一



請求番号：13-2

土地所在図  
土地積測量図

地番 2845-408

土地の所在 名古屋市中区天白町大字平針字黒石

座標求積表

| 2845-408 |            | Yn         | (Xn+1 - Xn-1)Yn | 距離     |
|----------|------------|------------|-----------------|--------|
| 地番       | Xn         |            |                 |        |
| K.1      | -99033.462 | -14853.189 | 28815.186660    | 23.431 |
| K.2      | -99049.878 | -14869.909 | 50707.876809    | 26.353 |
| K.3      | -99067.563 | -14889.447 | 291297.141108   | 2.159  |
| K.4      | -99069.442 | -14890.511 | 286299.854997   | 26.518 |
| K.5      | -99086.790 | -14910.568 | 444379.658104   | 16.594 |
| K.6      | -99099.245 | -14899.602 | -116067.899580  | 31.446 |
| K.7      | -99079.000 | -14875.539 | -383283.137874  | 8.576  |
| K.8      | -99073.479 | -14868.976 | -213206.248864  | 13.700 |
| K.9      | -99004.661 | -14858.491 | -379500.718631  | 25.961 |
| K.10     | -99047.938 | -14838.633 | -462950.510967  | 20.528 |
|          |            | 倍面積        | 2862.093762     |        |
|          |            | 面積         | 1431.0468810    |        |
|          |            | 地積         | 1431.04         | m      |

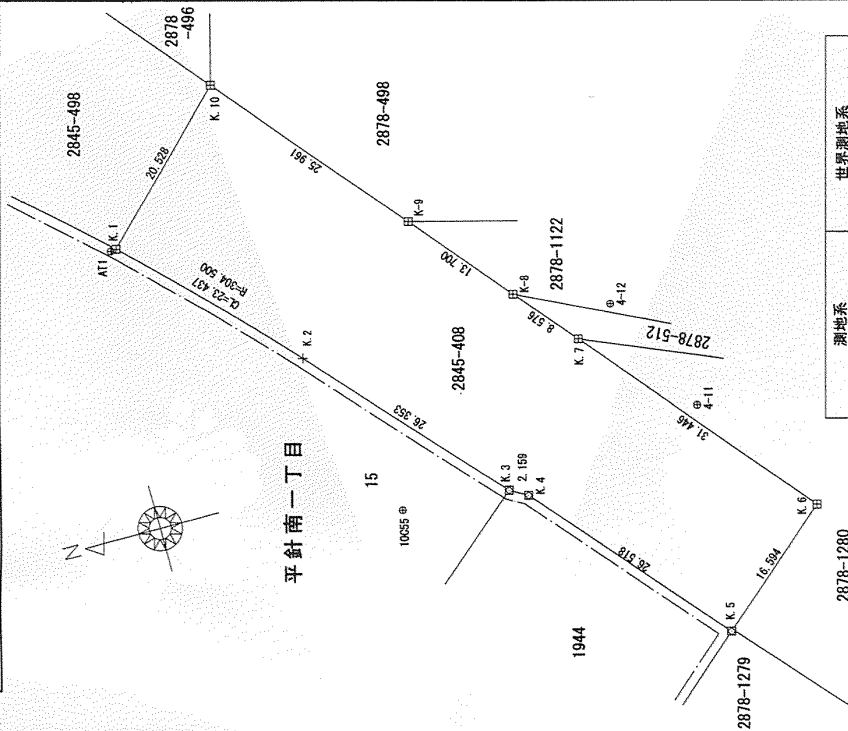
| 地番 2845-408 |      |         |        |                       |
|-------------|------|---------|--------|-----------------------|
| 器機点         | 視準点  | 半径      | 弦長     | 1/4 面積                |
| K. 1        | K. 2 | 304.500 | 23.431 | 4-24-36<br>-3.4129155 |
| 欠円面積        |      |         |        | -3.4129155            |

基準点座標

| 測点名   | X座標        | Y座標        | 備考    |
|-------|------------|------------|-------|
| NO.1  | -98979.033 | -14744.275 | 公共基準点 |
| 10555 | -99055.969 | -14888.555 | 街区基準点 |
| 14256 | -99004.786 | -14830.138 | 街区基準点 |
| AT1   | -99032.851 | -14853.267 | 多角点   |
| 4-11  | -99089.554 | -14885.785 | 多角点   |
| 4-12  | -99083.309 | -14872.699 | 多角点   |

凡例

| 基準点(引照点) | ① |
|----------|---|
| コンクリート杭  | 田 |
| プレート     | 区 |
| 刻み       | 十 |
| 紙        | △ |



|            |           |
|------------|-----------|
| 測地系        | 世界測地系     |
| 平面直角座標系の記号 | Ⅶ         |
| 測量の年月日     | 平成30年2月2日 |

作成者

嘱託者

愛知県住宅供給公社  
理事長 伊藤 輝明

縮尺 1/500

